

平成29年度 第1回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	平成29年6月29日（木）午後2時から午後4時19分まで
開催場所	新宿区役所 6階第二委員会室
出席者 （名簿順）	神長美津子委員、高橋貴志委員、宮崎豊委員、東琴乃委員、小池紗枝委員、齋藤宏子委員、木村健太郎委員、前田瞳委員、千葉伸也委員、北川裕士委員、石渡登志江委員、青山章子委員、前田香織委員
欠席者	渡邊寛子委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区長挨拶 3 委員委嘱 4 委員自己紹介・区職員紹介 5 会長・副会長選任 6 新宿区子ども・子育て会議について 7 新宿区子ども・子育て支援事業計画について 8 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新規開設の保育施設について 9 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 待機児童解消に向けた取り組みについて (2) 学童クラブ及び機能拡充放課後子どもひろばの登録状況について (3) 私立幼稚園の定員拡充実施について 10 その他 11 閉会

1 開会

2 区長挨拶

吉住区長より、挨拶を行った。

3 委員委嘱

吉住区長より、各委員に対し委嘱状を手交した。

4 委員自己紹介・区職員紹介

各委員がそれぞれ自己紹介を行い、事務局より区職員の紹介を行った。

5 会長・副会長選任

新宿区子ども・子育て会議条例（以下「条例」という）第5条第2項に基づき、委員の互選により会長が神長委員に決定し、神長会長が副会長に高橋委員を指名した。

6 新宿区子ども・子育て会議について

(事務局) 資料2・3・4・5に基づき説明

(事務局) 欠席委員からの質問がある。別添質問表の1番の『子ども・子育て会議開催に関する経費内訳について』。本日の会議の開催に係る経費については、別紙1を説明にかえさせていただく。また、2番の『団体委員として、新宿区学童保育連絡協議会委員がない明確な理由について』、明確な理由はない。地域活動団体は、子育てサービスの担い手側として、民生・児童委員の方と、地域で活動する複数の団体から成る実行委員会から選出していただいた方に参加してもらっている。

保護者の皆様は、子ども・子育て会議の区民委員として、4名の公募をさせていただいた。

7 新宿区子ども・子育て支援事業計画について

(事務局) 冊子『新宿区次世代育成支援計画（第三期）新宿区子ども・子育て支援事業計画』
『新宿区子ども・子育て支援事業計画【平成27年度実績見込みと計画量の見直し】』
『新宿区子ども・子育て支援事業計画【平成28年度実績見込みと計画量の見直し】』
に基づき説明

(委員A) 27年度と28年度の見直しについて、資料の数値が変わっているだけで方向性は変わっていないということでしょうか。

(事務局) その年度に実施した、新たな保育所の整備であるとか、子育て事業の定員数の確保、そういったものを反映させて数字を変えている。方向性の変更はない。

(委員B) 『新宿区子ども・子育て支援事業計画【平成28年度実績見込みと計画量の見直し】』には、幾つかの地域で新築マンションの建築という言葉が入っている。大規模マンションは子育て世代の流入のきっかけになると思うが、民間ディベロッパーへは、それに伴う保育定員の拡充等をリクエストするとか、ルールが新宿区にはあるのか。

(事務局) 今現在進んでいるものとして、西新宿五丁目周辺の再開発、こういった大規模開発については、保育所の設置を要請している。

また、『新宿区保育施設の設置に係る要請及び協議に関する要綱』に基づいて、都市開発諸制度を活用して建築物を新築したり、敷地内に100戸以上の住宅が建設されるときに必要なに応じて保育施設の設置を要請している。

窓口は防災都市づくり課というところになり、その課と開発事業者と協議しながらファミリー層の入居状況を調査し進めている。

(委員B) 区が要請した場合、必ず保育施設を設置しなくてはならないのか、それとも、あくまで要請であって、できたらお願いしますというレベルなのか。

(事務局) その建物の用途やマンションの形態により設置要請をしないこともある。ファミリー層の一定程度の流入が予測される場合、ディベロッパーと協議し、入居予定者へのアンケート等を実施して、保育需要状況も見ながら要請している。なお、保育施設の設置は法令に基づく義務ではない。

(委員C) 16ページのファミリーサポート事業は、『就学後』はあるが、『未就学児』に関して算出している数字はないのか。ファミリーサポートは小学生以上のお子さんを対象

にしているのか。実際にファミリーサポートにお世話になっている者としては、本当に探すのが大変なので拡充していただきたい。

(事務局) 16ページに記載してあるファミリーサポート事業『就学後』については、就学児童等に対する支援の量の見込み、確保数を記載している。未就学児については、16ページの「一時預かり事業②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時的預かり事業」の中に含まれている。

ファミリーサポート事業の利用会員、提供会員とのマッチング等の難しさが一部のケースであるということは承知している。できる限り提供会員の方を増やす努力は今後も続けていきたいと考えている。

(事務局) 欠席委員の別添質問表の31番、32番、34番に、病児保育の利用の方法についての質問が寄せられている。

(事務局) 病児保育については、子ども・子育て支援事業計画の中で、量の見込みと確保策を定めている。平成29年3月の見直しで人口推計による量の見込みの修正と、体調不良時対応型病児保育の実施園が増えたので、その確保数を修正している。

16ページの量の見込みを見ていただくと、上の表が量の見込みで、29年度7,794、下の表の確保数が29年度末で8,373という数値が出ている。計画上は確保数が上回る結果となっているが、実際に流行性の疾患が発生した時に、病児保育の利用が非常に集中することもあり、利用できないこともあるということは認識している。

(事務局) 欠席委員の別添質問表の33番について、区の病児保育を利用できず、病児シッター等を利用した場合に、その差額を補助すべきではないかとの意見が、この計画の見直しというところから出されている。

(事務局) 事業計画上、区としては病児保育のニーズに対する供給は、足りているという推計をしている。ただし、感染症の流行時に使えないとか、シッターも利用したいという意見は少数であるがいただいている。

今の計画全体は31年度までで終わり、32年度からの計画を立てるに当たっては調査を行い、病児保育に対するニーズなども把握して、実際にどのようなサービスを提供することで、利用者の利便性が高まるのかということは検討していきたいと考えている。

(委員B) はやり病を除けば病児保育のニーズは足りているというが、子育て側として非常に困るのがそのはやり病のところである。私も実際、4度ほど、はやり病のときに新宿区にあるま保育園の病児保育に電話をしたことがあったが、4回とも満杯で預けることはできなかった。

季節性があるって、ニーズが年間を通してそろわないという面で、定員の考え方というのは非常に難しいと思うが、『新宿区次世代育成支援計画(第三期)新宿区子ども・子育て支援事業計画』の75ページに3世代家族は約1%にとどまっているとあるように、新宿で暮らしている子育て世代で、祖父母に常に助けを求められるという人は決して多くはないと思うので、病児保育拡充については引き続き検討いただきたい。

(会長) 次回の計画を練るときに、そういったことも加味しながら検討していきたい。

(委員C) 預ける側の親が、感染症を広めないという意識を持つことが必要である。熱が出て

いても預ける親が感染症を広げていくという印象もあるので、拡充して病気の子を全部預かってもらうとよいとは思っていない。

利用のためのルールを定めて、コントロールできるようになるといいのかと思う。

(会長) 利用者側のモラルをいかに形成していくかということも大事な視点ではないかと思う。

(委員A) 区に負担を求めるだけではなく、親として、家族として、働き方をどうしていくかとか、働く環境がどうかなど、いろんな問題がある中での預け方になってくると思う。

何でもかんでも区に願いますという姿勢ではなく、まずは現状を理解してもらうよう区に訴えかけていくことが大事なのかと思う。

8 議題

(1) 新規開設の保育施設について

(会長) 子ども・子育て会議では、利用定員の設定について、皆様の意見が求められている。

(事務局) 資料6-1・6-2に基づき説明

(委員D) 2件目の(仮称)ほっぺるランド上落合の3歳から5歳までの定員を定めたときの経緯について、なぜこうなったかがわかりにくかったので、もう一度説明してほしい。

(事務局) 3歳から4、5歳への定員数が少なくなっていることについて。この園は賃貸物件を活用した保育所の整備として進めている。この地域にこのくらいの定員規模の園をつくるという形で公募をした。その定員設定よりも実際の物件が非常に大きくて、100名を超える定員設定ができるような園だった。新規園の開設当初の4、5歳は定員に満たないことが多いので、空き保育室を利用して定期利用を実施してきた。

本園では、4、5歳の定員を絞って、待機児童解消に効果がある0、1歳の定員設定を大きくした。

(委員D) 4歳、5歳の定員は、最大でどのくらいまで設定できるのか。

(事務局) 今現在、3歳児の設定は、20名になっているが、この20名についてももう少し増やせるのではないかと考えている。最終的には、3歳児で4名増が可能。4、5歳児も3歳児と同数まで増やせる予定である。

(委員C) 他県で、保育園が子どもにご飯を与えていなかったという事件があったが、応募してきた事業者がこうした事件を起こしたことがあるのか、また、そういった事業者は省かれるのか教えてほしい。

(事務局) 欠席委員からの別添質問表の8番は、今の質問と関連するので、ここで紹介させていただきます。

(事務局) 区では賃貸物件を活用した保育所の整備を中心に進めている。先ほども申し上げたが、整備地域を示して公募をして、応募があった事業者について、『新宿区保育施設等計画内容審査要領』に基づいて、『児童福祉法』に基づく各基準や国・都の関係通知等の適合性を確認するほか、事業者へのヒアリングや既設園への視察を行っている。そこで、食事についても検食を行っている。こうしたことを通じて、適切に保育を担うことのできる事業者であるか審査をしている。

別添質問表の8番の死亡事故については、当事業者が運営する保育施設が、区内に

もあるので、事業者から区に報告があった。また、板橋区や東京都にも問い合わせをして状況を確認している。

この事故の原因については、現在もまだ調査中であるが、呼吸チェックが行われていたことについては確認している。また、この事業者が運営する施設の視察も行ったところ、呼吸チェックは定期的に行っていることを確認しているので、この事業者を選定の中から排除しなかった。

今度の新規開設園の園長は現場経験はどのくらいかという質問については、認可基準では園長は保育所での経験が2年以上ある者と規定されているが、この新規開設園の園長候補者として、事業者が提案している者は、同事業者での勤務経験が6年程度あると伺っている。

(会長) 選定のときや定期的に、区は検査をしているのか。

(事務局) 区では『子ども・子育て支援法』に基づいて指導検査をしている。私立の認可保育所及び私立の認定こども園に対しては年に1回、全ての園を回り確認している。

(委員B) 特に初めて保育園探しをする方が、申し込みたい保育園の事業者が過去にどういうことをして、区がどう対応したかといった情報をわかりやすく提供していただくと安心して申し込めると思うのでお願いしたい。

(事務局) 利用者に心配をかけないように、窓口で丁寧な説明をしていきたいと思う。そのような観点が必要だということを改めて職員に周知する。

新宿区の入園申し込みに当たっては、申込者の事情により郵送の受付もあるが、基本的には、40分の面談を原則としている。さまざまな心配ごとや、どういった保育を受けたいとか、全て丁寧に聞き取りをしている。そうしたやりとりの中で心配を取り除けるように注意していきたいと思っている。

(委員D) この事業者については、現状の中で区が慎重に選定をしたことも今の説明でわかった。今後、こういった心配があったところだからこそ、区ではこんな取り組みをしているという説明があったほうが、子育てをしている母親も安心するだろうと思う。安全が保障され、質が保障された保育が展開されているかということについては、より丁寧に注意して指導検査しているということを持っておいたほうがよいと思う。

拡大路線で力強い企業だと思うのと同時に、人員の確保であるとか、安定して質の高い保育士がいるかということも求められると思うので、それに応じて区がどういう視点で事業者を受け入れ、ともに頑張っていけるか示すことが、区の保育行政としてはとても大切だと思う。排除理論はいらないと思うが、保育の質を担保することを区が一生懸命やっているという姿勢を示していただきたいと思っている。

(委員E) 安全対策として私立の子ども園や保育園などに、ビデオカメラを設置することについて、どのように考えているのかを教えてください。

(事務局) 基本的に私立園の運営に関しては、事業者が主体的に考えることだと思っているので、区として強制的にそういったものを導入していただくというような考え方は、今のところはない。

先ほど委員Dからご意見いただいた件に関しては、過去に何がしかがあった事業者だからという視点ではなくて、どの事業者に対しても、まずきちんと基準に適合して

いるかどうかを保育の面、人材確保も含めた運営の面、安定的な運営をするためには、当然会計、財政面についてもチェックが必要だと思っているので、そういった3つの側面からそれぞれ専門職が指導検査を行っている。

従来から東京都が実施しており、都の指導検査に立ち会い、区の職員も都の職員と同程度の検査ができるように、日々連携、勉強しながら取り組んでいるので、そういった視点を大事にして、きちんとチェックすべきはチェックしていきたいと考えている。

(委員F) こちら2園とも新設で賃貸だが、ビルの中の保育所ということで、園庭がない。いずれも近くの公園で遊ばせるような形になっているかと思うが、公園の防犯カメラがどれくらいあるかわからないのと、砂場とかに何か変なことをされたりしたときに、子どもたちをどうやって、誰の責任でどこまで守ってあげられるのかということを考えて、すごく不安になる、区のほうで対策とか、ガイドラインのようなものは出されているのか。

(会長) 散歩や公園に行くに当たっては、保育園でマニュアルもつくりながらやっているかとは思いますが、区でバックアップするようなものがあれば紹介していただきたい。

(事務局) 公園の管理について、以前、遊具が劣化しており、けが、事故につながったという痛ましい事案も発生した。たしか国土交通省だったと思うが、公園の遊具の安全管理の徹底ということで、各自治体に通知が来て、公園所管の部署（みどり公園課）が改めて確認等を行った。その通知はまだ生きているので、定期的に遊具の安全管理はされていると思う。

点検後に不具合が生じてしまうこともあるので、園児を連れていった保育士たちが、これから遊ぶ場所で遊具等、危ない箇所がないかどうか十分注意していただいているものと認識している。

また、逆に園庭のない保育所が都心部では非常に多くなっているので、公園も手狭になってしまっているといった声を事業者からいただいている。

区では、区立園の園庭を開放して、交流保育や、水遊びの場所の提供という工夫をさせていただくとともに、教育委員会と協力して、校庭を運動会の会場として借用できるように調整している。そういった事業者の困りごとについてもきちんと対応できるように今後もしていきたいと考えている。

(会長) 定員設定等について、もう1つの（仮称）あい保育園落合についての質問等はあるか。

(委員B) 0歳児定員についてお伺いしたい。両園とも12名になっているが、10月入園がこの設定の中にあるのか、0歳児を生後何週、または何カ月から受け入れるのかについて、もし決まっていれば教えていただきたい。

(事務局) 定員は、この園に入れる最大値を設定している。4月入園と10月入園のお子さんたちを何名に設定するのかは、園とその入園の募集をかけるときに考えていくので、今現在は、決まっていないという状況である。0歳児は生後57日から受け入れる。

(副会長) 職員配置のところで教えていただきたい。基準配置という書き方になっているが、区として、ただ基準を満たしていればいいというスタンスなのか、できればこうして

ほしいという要望を各事業者の方々にしているのかどうかというところを教えてください。

(事務局) 今現在、保育士の確保というのも非常に難しい状況であるが、保育士の配置計画については、実際に経験年数が何年の方が何割という形で、申請のときに出していただく。これらも踏まえて審査を行っているので、ヒアリング等を行う際に、その人員配置、保育士の確保策については確認をしている。適正な配置ができるものと考えている。

(副会長) 資料6-1のこの図のフォーマットに、ただ基準職員配置だけではなくて、何らかの考えが区のほうにあるというのが垣間見えるような形にしておくと、見て少し安心するかなというところがあるので、もし参考にできればお願いしたいと思う。

(委員D) (仮称) あい保育園落合の定員のところで、先ほど3歳以上については小規模保育園との連携、あるいは、受け入れという話があったが、この小規模保育園からの連携においては、特定の園からの連携を想定しているのか、さまざまな園からのエントリーを想定しているのかということで、区民の方のイメージが違おうと思う。3歳児以上の小規模保育園からの受け入れについて、何か具体的な計画があるのか教えていただきたい。

(事務局) (仮称) あい保育園落合については、5名の定員差がある。これについては、近隣の小規模保育所からの連携園としての機能を持たせ、連携園からの人数も踏まえて定員設定をしていただくように公募の段階からお願いしている。

(委員D) もう連携園が決まっていて、ここの園から5名行くということが入っているということか。

(事務局) 特定の近隣園からの受け入れ児ということで、公募をしている。

ちょうどこの地図の真ん中辺にある、おちにすくすく園という、落合第二小学校の中にある保育ルームからの卒園児を受け入れる設定である。

(委員G) この羽場ビル、大きいとは思いますが、小規模保育所と連携して受け入れて、3、4、5歳を増やすというのもどうだろうか。というのも、園庭はないわけで、しかも、私の認識では新宿区内の保育所3、4、5歳については、そこまでのニーズがないと理解しているが、むしろ、区立幼稚園とかでもっと吸収できる場所があるのではないか。

今の話だと、おちにすくすく園は落二小の中にあるわけで、校庭がある。環境的には、逆のほうがいいのではないかと思ったりする。ただ、何でこの3、4、5歳を増やすのか、今困っているのは0、1、2歳なんじゃないか。だとしたら、なぜ0、1、2歳を厚くしないで、よそから受け入れてまで3、4、5歳の定員を増やす必要があったのかという素朴な疑問を持つ。

(委員H) うちの園はできて4年目になる。昨年までは、0歳はないが、1、2歳まで定員がいっぱいな状態だった。今年度、近隣にほっぺるランド牛込とアスク神楽坂園が認可保育園になり、ちょっと受け入れ枠も増えたので、2歳以上が定員割れしている状態となった。

やっぱり保護者の要望としては、0、1、2歳が必要だからこそ、0、1、2歳の

園を設けて増やしていく中で、それと連携して受け入れるこういう連携園ができるのはいいのではないかなという思いはある。

(委員A) 私は委員Gにちょっと賛同するというか、その0、1、2歳がやっぱり必要だと思う。そこからまた保護者として選択肢が増えて、幼稚園に預けようかという保護者も出てくる。保育園に0、1、2歳で、預けた上で、その後、幼稚園に入っても延長保育があったり、そういったことで選択肢が増えていく。

(会長) 保育ルームおちにすくすく園は、入園するときに連携園というのは保護者に伝わっているのか。

(事務局) 連携園というのは、その事業者同士が協定を締結しないと連携園として成り立たないので、それを想定しているということまでは決まっているが、実際の保護者に対する話は、まだしていない。

(事務局) 今年の11月に来年4月の入園の申し込みを始める予定である。この段階で、例えばおちにすくすく園については、この保育園が3歳から後の連携施設として位置づけられているという案内をしていく予定になっている。

今は、連携施設となる施設の整備の段階であるので、現段階ではそういった周知はしていない。

それと、皆様の議論の前提となるので、ここで補足をすると、制度上、このおちにすくすく園のように2歳児クラスまでしかない地域型保育事業のうちの家庭的保育や小規模保育事業、それから事業所内保育事業については、卒園後の受入れ先となる連携施設を確保しなければならないことになっている。保護者が安心して地域型保育事業を利用できるようにするためである。

したがって、3歳児クラス以上に空きがあるけれども、もしかしたら、埋まってしまうというような状況では、枠を確保したということにならない。数として確保していかなければならないという状況がある。

(会長) 今後のことも含めて、0、1、2歳のニーズと、連携園の確保すなわち、園庭がなかなか確保できない中で、できるだけ環境のよいところでお子様を預かるという、そういったことを加味しながら定員設定について議論し方向を見つけていくことが大事と思っている。

この2つの新規開設園については、この定員設定ということで、よろしく願いたい。

9 報告

(1) 待機児童解消に向けた取り組みについて

(事務局) 資料7・8・9に基づき説明

(委員G) 待機児童解消ということで、定員の変遷とか説明していただいたが、平成31年ぐらいを頭に、これから人口減少になっていくという段階において、余った保育施設等を活用する計画など考えているのか。

(事務局) 子ども・子育て支援事業計画の中では、まだここ数年は今見ていただいたグラフのとおり、就学前人口については増加していく。また、出生数についても微増ではある

が増加状況にある。この支援事業計画の見直しの中で、ここからは人口推計が減っていくというような段階になれば、そのことも踏まえて整備を進めていくことは重要だと認識している。

ただ、保育需要については、基盤整備率というのは、就学前人口に対する保育所の定員数であるが、大体50%ぐらいである。実際の利用率が高まることによって、保育所の定員というのも逆にまた、増やしていかなければならないような状況も出てくるかと思う。

この子ども・子育て支援事業計画は平成31年度までの計画となっている。また、毎年の見直しの中でも、人口推計は確認しながら適正な数値を出して、自治体のニーズがどういうふうに変化していくのかを見据えながら整備を進めていきたいと考えている。

4月1日現在、27名という待機児童になっているので、実際にどんどん増やしていけばいいというような状況ではないと私も認識している。

(委員G) 保育所なり受け入れの箱を整備することももちろん必要かもしれないが、冒頭のほうで委員Cがおっしゃったように、病児保育も親が意識をある程度持っていなければいけない。ということは、預けなくても済むような地域環境を整備することも同時に考えていかないといけないのかなと思う。

つらいような病気だったら、子どもはお母さんと一緒にいたいと思う。だったら、お母さんが休める、もしくはお父さんが休んでも大丈夫という、もちろん新宿区だけでどうこうできる問題ではないかもしれないが、そういう社会ができて、そこに新宿区が何かしらのサポートができるような体制がとれたら一番理想的だとは思っている。

(会長) この子ども・子育て会議というのはいろいろな立場の方がいらっしゃるの、そこで解決できる問題も中にはあると思う。その意味で、この定員の議論をするということだと思っているので、ぜひ、全て1つのやり方で量の確保を解決するという形ではなくて、それぞれの立場からのいろいろな意見や要望を伺いながら、ニーズへの対応を工夫することが大事ななと思っている。

(委員E) 西新宿五丁目中央北地区で、1,000戸の高層マンション建設の計画を聞いている。

就労していない保護者の方が幼稚園機能を利用したいが、近くに見つからないという意見を伺っている。今度、その1,000戸のマンションができたときに、その中の全てが就労して保育園機能を使いたいのか、この枠の中に幼稚園機能をつくる予定はないのか。ここは、完全に保育所になっているが、認定こども園ではなく保育所のほうが将来いいだろうという見込みのもとなのか、その辺のところを教えてほしい。

(事務局) 西新宿五丁目中央北地区の物件について、実際に入る方たちにアンケート調査を行っている。そのニーズを把握した中で、こういった定員の保育所を設定するというものを決めてきたものである。

先ほど委員Eがおっしゃったとおり、西新宿地域に認定こども園というか幼稚園児童のニーズがあるという話については、伺っている。今後もそういったニーズ調査をしながら適正な整備を進めていく必要があると認識している。

(事務局) 欠席委員の質問について、別添質問表の9番、10番が今後の人口推計、共働き世帯

の割合、昨年度からの子育て世帯の流入傾向についての質問であるが、これは後で皆様にも情報提供する。

また、別添質問表の11番は待機児童の定義についての質問、12番、13番は保育需要の調査の方法ということであるので、これも皆様に情報提供させていただく。

(2) 学童クラブ及び機能拡充放課後子どもひろばの登録状況について

(事務局) 資料10に基づき説明

(委員C) 私、上の子が4年生になったとき、タイミングよく拡充されたので、ラッキーと思っていた。そうしたら、子どものほうが、地域も安全なところなので、友達同士で約束して遊びに行くという自由を得て、生き生き暮らしている。その年になるまではわからなくて、本当に怖かったが、自立していくんだということ学んだ。

(会長) 子どもの自立に合わせながらということと、地域で育てるという、やはりそういうことについて関心を持っていくということも大事な事なのかなと思っている。

(事務局) 欠席委員から学童クラブについて、多くの意見、質問をいただいている。まず、別添質問表の16番から20番と、24番と25番、こちらは学童クラブの定員拡充を行うべきとの意見と、放課後子どもひろばのひろばプラスで需要を緩和しようとしてとれるけれども、学童クラブを増やすことで対応しようとしたくない理由を知りたいとのことである。

続いて、21番から23番の質問については、学童クラブの支援単位と面積の基準が守られているのかという質問である。また、固定家具の面積を面積カウントから除くべきではないかとの意見である。また、26番については、学校の余裕教室の活用はどうなっているのか。

それから、27番は、例えば定員割れしている学童クラブへ近隣の定員超過の学童クラブの子どもの送迎を検討すべきではないかという意見。

また、28番は学童クラブにおける障害のあるお子さんへの対応についての質問。29番は学校内学童クラブの運営協議会に、なぜ、学校関係者が委員として入っていないのかという質問である。

(会長) この需要にどう対応していくのかというところで、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば(ひろばプラス)を16カ所から20カ所に増やしているし、先ほど委員Cから意見があったように、地域の中で育てるといような拠点をつくっていくということも大事な事なのかなと思っている。

(事務局) まず、定員を大きく超えていることは問題ではないかとの意見に対しては、区としても定員を大きく上回る学童クラブについて、学童クラブのお子さんが優先的に使えるスペースを確保していくことは大事な事だと思っている。今年度、児童館のスペースの一部を学童クラブ児が、必要に応じて優先的に利用できるスペースとして活用している。

学校内学童クラブについても、そういう必要が生じてくれば、新たに教室を借りることを検討していきたいと考えている。

一方、ひろばプラスが学童クラブと違うということは認識しているが、ひろばプラ

スについても非常に利用が伸びており、また、利用者アンケートにおいても高い評価をいただいているので、こちらのほうも引き続き充実させていきたいと考えている。

(3) 私立幼稚園の定員拡充実施について

(事務局) 資料11に基づき説明

(副会長) 子どもたちの数が倍に増えるという形になるわけだが、この幼稚園がずっとやってきた保育の考え方がキープされているのか教えていただきたい。18人の子どもを保育するのと、35人で1クラスでは、かなり状況が変わると思うが、そのあたりをこの幼稚園の先生方、どんなふうにお考えなのか、もしわかったら教えていただきたい。

(事務局) 実際に教育の理念とか考え方を変えるという話は全くない。

また、今、定員の拡充はしているが、実際にはここまで一気に募集をかけて受け入れるような状況でもないというところである。受け入れられる上限の人数で定員枠を設定した。受け入れの体制もきちんととっているというところで報告を受けている。

(委員G) 隣地を取得して新園舎を建てたため、定員拡充を行ったものである。実際のところ、定員は埋まっていないので、まだそこまでいっていないというのが現状かなと思う。

(事務局) 欠席委員の意見、質問については、別添質問表の3番から7番になるが、3番については、今、既に事務局から説明させていただいた。4番、5番がこの幼稚園で預かり保育を実施する予定があるか、時間は、何時から何時までかという質問である。

(事務局) 預かり保育については、定員拡充前から実施している。

(委員G) 預かり保育は7時まで実施している。多分、区内の私立幼稚園で一番長時間預かり保育を実施していると思う。

10 その他

(会長) 出席、欠席にかかわらず、皆様から質問等を事前に提出いただけると、会議も効率よく進められるかなと思う。

(事務局) 特に様式を定める予定はないが、例えば番号を順に振っていただくとか、お送りした資料についての質問かがわかるようにして、事前にお寄せいただくと大変ありがたい。

次回の会議のときに配り、この議題についてこういう意見が出ているというのをお目通しいただきながら意見交換をできるように進めていきたいと思っている。

(会長) もちろん、その提出以外の質問はなしという意味ではない。質問がある場合には、先に提出しておいて、さらに協議を重ねていくという二段構えの進め方で進めていきたい。

(会長) その他のご意見は。

(委員D) 新宿区子ども・子育て支援事業計画の中に障害のある子どもへの施策が書いてあるが、今までの会議の中に障害児のことというのは資料としても1つも載ってきていない。これは、特定事業としての子育て支援施設や保育施設のこと以外に、子育てに関する計画の見直し等々という事項があるにもかかわらず、そのことが1つも上がってこないということはどういうことなのか。

それから、障害のあるお子さんのことについていえば、発達支援事業所の問題というのが非常に大きな問題になってきている。発達支援事業所がたくさんできることは非常によいことだと思うが、その発達支援事業所が、いろいろ過ぎるのではないかということについては、もう障害者の計画のほうで議論されているから、ここでは扱わないのか。

(事務局) まず、『新宿区次世代育成支援計画（第三期） 新宿区子ども・子育て支援事業計画』は、次世代育成支援計画の部分と子ども・子育て支援事業計画の部分が合冊になっている。本会議で見ていただくのは、子ども・子育て支援事業計画の部分になるので、冊子でいうと99ページ、第3章の部分が子ども・子育て支援事業計画になる。そして、その見直しについて、先ほど別冊の『新宿区子ども・子育て支援事業計画【平成27年度実績見込みと計画量の見直し】』『新宿区子ども・子育て支援事業計画【平成28年度実績見込みと計画量の見直し】』により紹介した。

したがって、子ども・子育て会議に付議される事項として法に定められているものとしては、利用定員のことについて意見を聴取すること、この子ども・子育て支援事業計画の部分の需要量であるとか、それに対応するサービスの提供、また、体制の確保について意見を聴取するということになる。

しかしながら、時間の許す限り、ご質問、ご意見にはお答えをしていきたいと思っている。

2点目の障害児に関する計画について、こちらは、委員Dにご指摘いただいたとおり、別途、障害児に関する計画を策定するための推進協議会を設けており、そちらのほうで議論を行っている。

次の次世代育成支援計画は、障害児の計画より後に策定することとなるので、当然その趣旨を踏まえた内容にしていくとともに、子ども・子育て支援事業計画の内容や、実際のサービスの提供の中味についても計画の趣旨が反映されるよう進めていく。

(委員D) 障害のある子どものケアというのは非常に重要なことであるので、この会議でも取り上げてもらえることで、区民委員の方も区民の代表として発言できるのではないかと思った。

(事務局) 次回開催等についての説明

1 1 閉会